

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(<https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf>)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>
- ◇ 評価結果の通知:2026 年 3 月 2 日(月)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め:2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等:
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等:
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	自然環境保全分野における評価分析調査
対象国及び類似地域	東ティモールまたは全途上国

語学の種類	英語
-------	----

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等:

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

(2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

東ティモール民主共和国(以下、「東ティモール」)は、後発開発途上国(LDC)及び小島嶼開発途上国(SIDS)であり、その地理的位置、地形、社会経済的条件などのため、自然災害・気候変動リスクに対し、非常に脆弱な国である。近年、干ばつや豪雨、サイクロン等頻発化・激甚化する自然災害により、数年ごとに大きな被害が発生している。さらに、気候変動の影響による作物収量の減少が予測されており、食料安全保障の悪化が危惧される。

また、森林火災や農地への土地利用転換、焼畑農業、薪炭材採取、違法伐採、無秩序な家畜放牧等を主な原因とする森林減少・劣化も急速に進んでおり、これらは住民の自然資源管理や経済活動に起因している。加えて、森林減少を含む農・林業・その他土地利用(AFOLU)由来の排出は、依然国家全体の温室効果ガス排出量の大半を占めており、影響が大きい。また、森林の減少・劣化は、自然災害の増加や降雨パターンの不安定化等と相まって、土壌侵食や斜面崩壊、鉄砲水などを引き起こし、人口の大多数を占める農村部の住民(多くは山間地域や河川流域に居住)の生活に悪影響を及ぼしている。

これらの課題に対し、JICA は、2005 年から開発調査「ラクロ川及びコモロ川流域 住民主導型流域管理」(2005 年～2010 年)、技術協力プロジェクト「持続可能な天然資源管理能力向上プロジェクト」(2010 年～2016 年、天然資源管理手法である CBNRM メカニズムを確立)及び「持続可能な天然資源管理能力向上プロジェクト フェーズ 2」(2016 年～2022 年、CBNRM メカニズムの全国展開を目指したロードマップの策定、CBNRM メカニズム実施にかかる関係者の能力強化、ドナーや NGO 等も含めた森林分野での関連機関の調整のためのプラットフォーム設立)を実施してきた。CBNRM メカニズムについては、2022 年までに合計 2 流域(15 村落)に導入し、2019 年には全国レベルの展開を目指した国家 CBNRM ロードマップ(2021～2030)のドラフトが当時の農業水産省(MAF、現農業・畜産・水産林業省(以下「MALFF」という。))森林・コーヒー・工芸作物総局(DGFCIP)によって策定された。

この状況を受け、現在 JICA は緑の気候基金(Green Climate Fund: GCF) の認定機関(Accredited Entity: AE)として、GCF の資金を活用した事業 “The Project for Community-Based Landscape Management for Reduction of Deforestation and Strengthening of Climate Resilience of Local Livelihoods in the Priority Watersheds” (2022 年～2029 年)(以下、「GCF 案件」という。)を実施しており、計 4 流域・74 村を対象に CBNRM メカニズムを導入して実施アクターの能力強化を図っている。また、JICA は GCF 案件の一部として技術協力プロジェクト「重点流域における森林減少抑制及び気候変動強靱化のためのランドスケープ管理能力向上プロジェクト」(2022 年～2027 年)を、CBNRM メカニズムを導入する農業・畜産・水産林業省(DGFCIP と、その下部組織となる森林・流域・マングローブ地域管理局(NDFWMAM))及び、現地で導入支援を行う NGO 等の人材の更なる育成、CBNRM を実施する上で喫緊の課題となっている気候変動への対応活動を強化すること、CBNRM メカニズムを国家レベルに拡張して、国家 CBNRM ロードマップ(全 14 流域対象)の政策実施を進めることを目的として実施している。

上記 GCF 案件を実施するにあたり、AE である JICA は GCF 規定に準拠し、案件開始より 3 年 6 ヶ月時点で中間評価を実施することが求められており、GCF 評価7基準を満たした中間評価報告書を作成する必要がある。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、以下の GCF 評価7基準を確認するために、GCF 事業の評価に係る資料¹に準拠し、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

- I. プロジェクト及びプログラムの妥当性、有効性、効率性、インパクト及び持続可能性
- II. 他の多国間組織との気候変動資金供与における一貫性
- III. ジェンダー平等
- IV. プロジェクト及びプログラムの国別オーナーシップ
- V. 結果分野における革新性－介入策が低排出と気候変動に強い開発へのパラダイムシフトにつながる可能性がどの程度あるか。
- VI. 再現性と拡張性－その活動が国内の他の場所でどの程度まで拡大可能か、

¹ [Evaluation Operational Procedures and Guidelines for AE-led Evaluations \(2023\)](#)
[Evaluation policy for the GCF \(2021\)](#)
[Green Climate Fund Evaluation Standards \(2022\)](#)

または他の国でどの程度まで再現可能か。

VII. 予期せぬ結果(ポジティブ、ネガティブな影響の両方)

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 第一回準備業務(2026年3月中旬～2026年5月上旬)

- ① 既存の文献、報告書等(Funding Proposal、プロジェクトの Inception Report、Annual Performance Report、Gender Assessment、Gender Action Plan、業務完了報告書、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス²等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの中間実績、実施プロセス及び GCF 評価7基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(英文)を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、その他東ティモール側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を提案する。
- ④ 作成した評価グリッド(案)、質問票(案)、データ収集方法、調査方法等を含む評価方針(Inception Report)(案)(英文)を提案する。また、作成した評価方針(Inception Report)(案)は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ⑤ JICA 東ティモール事務所によるアシスタント雇用・調達業務を支援する。想定される業務としては、契約書(案)(TOR 等の付属書類を含む)へのコメント、アシスタントの選考支援、評価結果調書や契約書などの契約交渉に必要な文書へのコメント。
- ⑥ 対処方針会議等に参加する。

(2) 第一回現地業務(2026年5月上旬～2026年5月中旬)

- ① 上記の評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を東ティモール側 C/P、プロジェクト関係者および JICA 東ティモール事務所に説明する。

² 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

② 東ティモール側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配付した質問票を回収、整理するとともに、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行う。また、中間評価に必要となるプロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)や実施プロセス等に関する情報、文献・資料・データの収集、整理、事業サイト実査等を行う。

(3) 第一回整理業務及び第二回現地業務準備(2026年5月中旬～2026年6月下旬)

① 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因、教訓、提言を抽出する。また、第一回現地業務で収集できなかった情報やヒアリング先をとりまとめ、必要に応じてデータ収集方法や調査方法等の検討、追加の質問票(案)の作成を行う。

② 第一回準備業務並びに第一回現地業務で得られた結果をもとに、GCF 評価7基準の観点から評価を行い、対応策と行動計画(Management Response and Action Plan)を含む中間評価報告書(Interim Evaluation Report)(案)(英文)を作成し、発注者の承諾を得る。

③ 東ティモール側 C/P への説明資料(案)(英文)を作成し、発注者の承諾を得る。

(4) 第二回現地業務(2026年6月下旬)

① (3)②の評価報告書案について、東ティモール側 C/P へ評価結果内容と対応策及び行動計画の提言の説明を行い、フィードバックを取り付ける。JICA 東ティモール事務所への報告についても、必要に応じて内容の説明を行う。

② 第一回現地業務で収集できなかった情報について、追加的なヒアリングや文献・資料・データの収集、整理、事業サイト実査を行う。

(5) 第二回整理業務(2026年6月下旬～2026年8月中旬)

① 第二回現地業務で得られた東ティモール側 C/P からのフィードバックや追加で収集した情報をもとに、対応策と行動計画(Management Response and Action Plan)を含む中間評価報告書(Interim Evaluation Report)(案)を修正し最終化したものについて、発注者の承諾を得る。

- ② 中間評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1)業務完了報告書

2026年8月14日(金)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 中間評価報告書(Interim Evaluation Report)(案)(英文)
- ② 中間評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10.特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は

第1回：2026年5月4日～5月19日

第2回：2026年6月22日～6月29日 を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 評価分析(本コンサルタント)
- エ) アシスタント(JICA 東ティモール事務所にて調達。)

アシスタントへの調査にかかる指示は、本コンサルタントが直接行う。日報や月報などの稼働、及び交通費や宿泊費などの直接経費にかかる妥当性及び実績の確認等については、本コンサルタントが行い、同実績に基づき JICA 東ティモール事務所からアシスタントへの支払いが行われる想定。

③ 便宜供与内容

JICA 東ティモール事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎:あり
- イ) 宿舎手配:あり
- ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上:アシスタントが必要に応じて、英語⇄テトゥン語の通訳を実施
- オ) 現地日程のアレンジ:JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供:なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部森林・自然環境保全グループ自然環境保全第一チームから配付しますので、gegdn@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ 東ティモール国重点流域における森林減少抑制及び気候変動強靱化のためのランドスケープ管理能力向上プロジェクト業務完了報告書(第1期)
 - ・ Inception Report (SAP021: Community-based Landscape Management for Enhanced Climate Resilience and Reduction of Deforestation in Critical Watersheds)

- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
- ・ GCF Evaluation Operational Procedures and Guidelines for AE-led Evaluations (2023)
<https://www.greenclimate.fund/document/evaluation-operational-procedures-and-guidelines-accredited-entity-led-evaluations>
 - ・東ティモール国重点流域における森林減少抑制及び気候変動強靱化のためのランドスケープ管理能力向上プロジェクト業事前評価表 要約版
<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=2005105&schemes=&evalType=&start from=&start to=&list=search>
 - ・SAP021:Community-based Landscape Management for Enhanced Climate Resilience and Reduction of Deforestation in Critical Watersheds
 - 2024 Annual Performance Report
<https://www.greenclimate.fund/document/2024-annual-performance-report-sap021-community-based-landscape-management-enhanced-climate>
 - 2023 Annual Performance Report
<https://www.greenclimate.fund/document/2023-annual-performance-report-sap021-community-based-landscape-management-enhanced-climate>
 - Funding Proposal
<https://www.greenclimate.fund/document/community-based-landscape-management-enhanced-climate-resilience-and-reduction>
 - Gender Action Plan
<https://www.greenclimate.fund/document/gender-action-plan-sap021-community-based-landscape-management-enhanced-climate-resilience>
 - Gender Assessment
<https://www.greenclimate.fund/document/gender->

assessment-sap021-community-based-landscape-management-enhanced-climate-resilience

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入

力をお願いします。

以上